

和歌山県公共工事入札監視委員会第76回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和2年8月24日（月） 10:00～10:50 和歌山県自治会館 305会議室	
出席委員氏名	遠 藤 桂 介（委員長） 沖 本 易 子（副委員長） 坂 田 初 美 田 上 順 子 永 瀬 節 治 三 岩 敬 孝	
審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年6月30日	
抽出案件	総件数 2 件	議事
一般競争入札	— 件	○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【入札及び契約手続の実績状況等報告】</p> <p>1. A委員 1回目2回目の入札が不成立で3回目の入札で成立し、途中設計変更を含めると6回目に入札成立した案件があるが、どのような経過であったのか。 また、6月以降であれば1回目で1者入札により成立していた案件だが、こういう経過のときに何か不都合が生じる可能性がありえるのか。</p> <p>2. B委員 6月から1者入札が成立するようになったが、6月以前に入札公告を行ったもので、何度も入札公告を行っているものは1者入札成立の適用があるのか。それとも6月以降の入札公告でなければ適用がないのか。</p>	<p>1. 地すべり防止の工事のため、山間部で工事場所が狭く不人気な工事であったと推測される。そのため設計の見直しを行ったりして何度も入札をして成立したものである。 また、今回の入札監視委員会でも1件報告させていただいたように、1者入札で成立したものは本入札監視委員会に全て報告し、検討することとしている。また、災害復旧のように緊急性が高い工事については、入札で決まらなければ随意契約を行っている。【事務局】</p> <p>2. 6月以前の入札公告であっても1回目の入札で1者入札のものは不成立であったが、2回目の入札で1者入札のものは成立としていたため、何度も入札公告を行っていれば1者入札で成立することになる。【事務局】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）校舎1期機械設備工事</p> <p>1. C委員 機械設備の自動制御とは具体的にどのようなことか。</p> <p>2. A委員 県内開発技術使用不可とは何か。</p>	<p>（発注機関：西牟婁振興局建設部）</p> <p>1. 自動制御は空調用である。</p> <p>2. 総合評価方式の評価基準で、地域貢献の項目の中に、県内開発技術が使用できる可能性があるものであれば0.1点の加点ができるようになっている。ただし、県内開発技術に登録されている技術がまだ少ない状況にあり、常に評価に含めるのではなく、その技術</p>

意見・質問	回 答
	<p>が使えるような工事に限って、0.1点を加 点することにしており、今回の工事では県内 開発技術がないため、加対象としていない。</p>
<p>【条件付き一般競争入札】 ○紀の里地区（仮称粉河2号橋）橋梁上部工事</p> <p>1. D委員 入札に参加するものに必要な資格に関する 事項の中に「和歌山県内に主たる営業所を有し ない者で、和歌山県内に工場を有する者」とあ る。県内に営業所を有するべきと思うが、県内 に主たる営業所を有しないでよいという条件 にしているのはなぜか。</p>	<p>（発注機関：那賀振興局建設部）</p> <p>1. ここに記載されている「主たる営業所」と は建設業法上の表現で、いわゆる本店という 意味である。つまり、和歌山県内に主たる営 業所を有しない者とは、県内に営業所はある が本店が県内にない県外業者のことである。</p>
<p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について</p>	